

2008年8月

実効性ある私的録音録画補償金制度の実現

社団法人音楽出版社協会

著作権法はその目的として「著作物ならびに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」と規定しています。

しかし、今日、「著作権の制限」によって認められている「私的使用のための複製」が「公正な利用」をはるかに逸脱して「著作者等の権利」を侵害し、「文化の発展」を阻害していることは明らかです。

しかも、これを補償すべき私的録音録画補償金制度の形骸化は目に余るものがあります。それというのも、現代における私的複製の手段（機器、記録媒体）のほとんどが制度の対象外になっているからです。

補償金制度の抜本的見直しが必要であることは間違ひありません。しかし、解決への議論検討が長期にわたるということは、「公正な利用」をはるかに逸脱した「私的使用のための複製」による「著作者等の権利」の侵害がそれだけ積み重なるということです。抜本的見直しが、結果として著作権者の犠牲の上に行われるのでは納得できません。

速やかに、

- ① 私的録音録画補償金は、権利を制限する代償としての経済的対価、補償措置である。
との認識に立ち、
- ② 私的複製が可能なすべての録音録画機器及び記録媒体を対象とする（記録媒体を別にする分離型機器に加え、一体型機器も対象とする）。
- ③ 製造業者を支払い義務者とする。
- ④ 補償金制度の形骸化が放置されたことによる権利者の損害を補填する措置を講ずる。

以上を含む私的録音録画補償金制度の改正を実現するべきであると考えます。